



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行:はぎの社会保険労務士法人

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 6-73-4

TEL 043-272-3081 FAX 043-274-3362

2

2023

改正予定

令和5年度予算政府案を閣議決定 過去最大規模 厚労省所管予算案の動向に注

政府は、令和4年12月23日、「令和5年度予算政府案」を閣議決定しました。一般会計の総額は、「114兆3,812億円」となり、過去最大を更新しました。安全保障環境の急変に対応する防衛費の増額に加え、年金や医療など社会保障費が膨らんだことが主な要因です。なお、令和5年度予算案では、岸田政権の看板政策「人への投資」を強化し、賃上げへの好循環をつくり出すことも目指しています。厚生労働省の予算案をみると、たとえば、「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ」として、次のような予算が計上されています。

……………令和5年度厚生労働省所管予算案

／「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージについて……………

「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ	
新しい資本主義の実現に向け、物価上昇に負けない継続的な賃上げを強力に推進するとともに、中長期的構造的な賃上げを実現するため、人材の育成・活性化と賃金上昇を伴う労働移動の円滑化の一体的な取組を推進する観点から「人への投資」の抜本強化を図る。	
○労働者の賃上げ支援 107億円(95億円) - 事業場内最低賃金引上げのための業務改善を行った事業者に対する支援 - キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の処遇改善を行う企業への支援 - 同一労働同一賃金の徹底 等	- 受講者の特性に対応した新たな教育訓練手法のコンテスト方式による選定、開発・試行(※) - ハローワークの専門窓口(人材確保対策コーナー)での就職支援の強化 - 都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等への支援 - 介護の仕事の魅力発信、介護分野における外国人材の受入環境整備 - 働く人のワークエンゲージメントの向上に向けた支援(※) - 大企業における男女間賃金格差の公表義務化を踏まえた「女性の活躍推進企業データベース」の活用促進 等
○人材の育成・活性化 1,138億円(929億円) - 人材開発支援助成金による企業におけるデジタル人材等の育成及び事業展開等に伴う労働者のスキル習得支援(※) - 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)による賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向の支援(※) - 事業再構築に必要な人材の雇入れを支援する産業雇用安定助成金(事業再構築支援コース(仮称))の創設(※) - 専門実践教育訓練給付の充実及び支援の拡充(※) - 学び直しを後押しするキャリアコンサルティング機能を拡充したキャリア形成・学び直し支援センター(仮称)の整備(※) - 副業・兼業を希望する中高年齢者及び企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に企業情報の提供を行う情報提供モデル事業の創設(※) 等	○多様な選択を力強く支える環境整備・雇用セーフティネットの再整備 82百万円(60百万円)、R4補正7,276億円 - フリーランス・トラブル110番による相談支援の充実 等 - 雇用保険財政の安定
○賃金上昇を伴う労働移動の円滑化 747億円(557億円) - 労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)による賃金上昇を伴う早期再就職の支援(※) - 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)を活用した就職困難者の人材育成の推進(※) - 公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成(※)	多様な人材の活躍促進 全ての人が意欲・能力を活かして活躍できる環境を整備するため、女性活躍推進、高齢者の就労・社会参加、就職氷河期世代の活躍支援等を図る。 ○女性の活躍促進 45億円(43億円) - 個々の企業に対する女性の活躍促進のためのコンサルティング等の実施(一部※) - 子育て中の女性の支援に取り組むNPO等へのアウトリーチ型支援の推進などマザーズハローワークにおける就職支援の強化 等 ○高齢者の就労・社会参加の促進 235億円(248億円) - ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチングの支援 - シルバー人材センターによる地域の多様な就業機会の確保及び提供 等

★特に、人材の育成・活性化(人材開発支援助成金による企業におけるデジタル人材等の育成及び事業展開等に伴う労働者のスキル習得支援、産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)による賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向の支援など)に、多くの予算が割かれています(1,138億円)。どのような形で具体化されるのか、今後の動向に注目です。必要な情報は、お伝えしていきます。

決定済み・
施行待ちの改正

運転者に係る改善基準告示を改正 拘束時間や勤務間インターバルの基準などを見直

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)が、令和4年12月23日に改正され、令和6年4月1日から適用されることになりました。改正のポイントを確認しておきましょう。

……………改善基準告示の改正のポイント(令和6年4月から適用)……………

検討段階から注目されていたのが**1日の休息期間**、すなわち**勤務間インターバル**です。これについては、タクシー・ハイヤー運転者、トラック運転者、バス運転者ともに、次のように改正されました。

改正前 継続8時間(勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えること)

改正後 継続11時間を基本として、継続9時間(勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、休息期間が継続9時間を下回らないものとする)

次ページへ続く

★適用は少し先ですが、改善基準告示の適用を受ける運転者を使用する事業主の方は、早めに確認しておく必要があります。また、自動車運転の業務については、令和6年4月から労働基準法の時間外労働の上限（年960時間）も適用されますので注意が必要です。厚生労働省からは、この改正をわかりやすく伝えるため、運転者の種類ごとに、リーフレットなどが公表されています。ご覧になりたい場合は、気軽にお声掛けください。

（右記は、トラック運転者向けのリーフレットの表紙です）

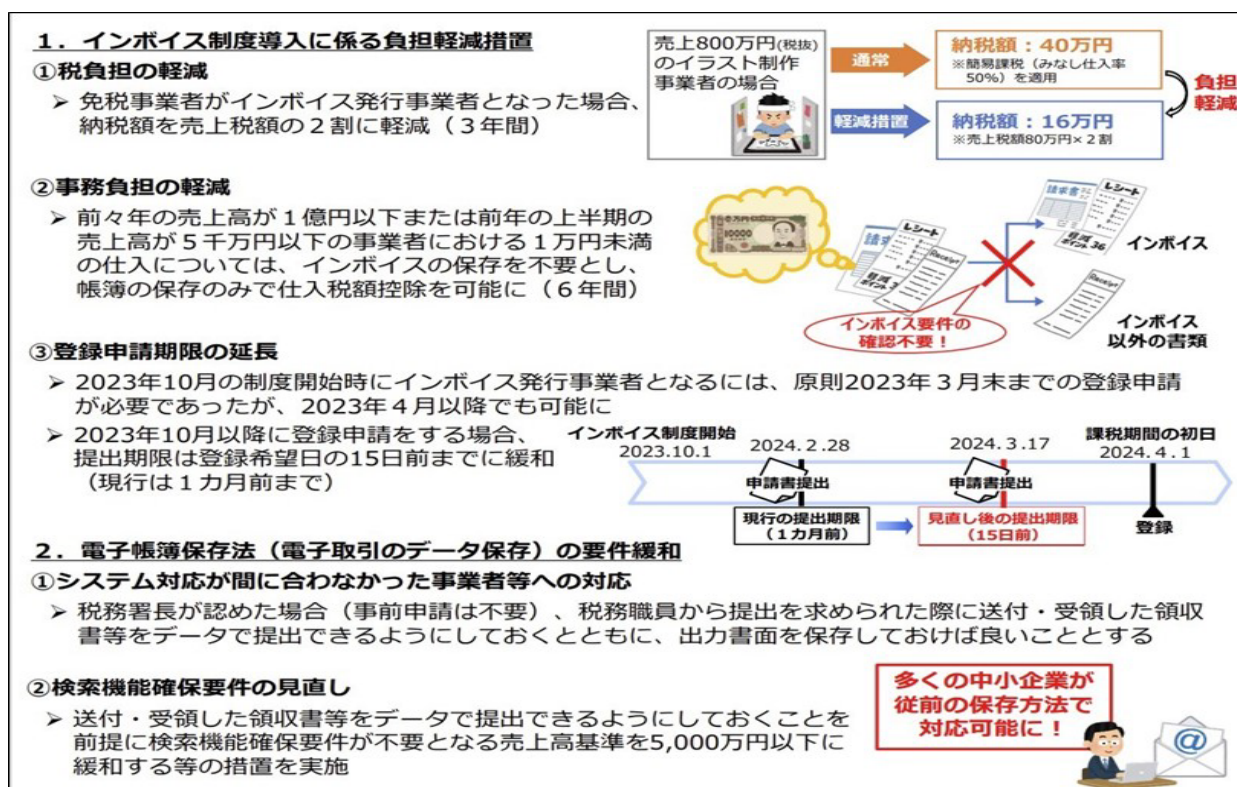


改正予定

令和5年度税制改正の大綱を閣議決定

政府は、令和4年12月23日、令和5年度税制改正の大綱を閣議決定しました。令和5年度の税制改正の項目のうち注目を集めているのは、NISAの抜本的拡充・恒久化や、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置などです。細かなところでは、納税環境整備として、「電子帳簿保存法（電子取引のデータ保存）の要件緩和」、「インボイス制度導入に係る負担軽減措置」も盛り込まれています。納税環境整備については、特に中小企業に影響する部分です。日本商工会議所の資料から、抜粋して紹介します。

……………令和5年度税制改正の大綱／納税環境整備について(日本商工会議所の資料)……………



⑥ここで紹介した内容は、令和4年12月に政府が閣議決定した時点のものです。今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更される可能性もあります。

★インボイス制度の導入、電子帳簿保存の改正については、ひとまず、軽減・緩和の措置が講じられるようです。その間に、対応できるように準備を進める必要があるでしょう。なお、注目の防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和6年以降の適切な時期から法人税・所得税に付加税が設けられる予定ですが、一定の軽減措置も講じられる模様です。今後の動向に注目です。諸改正が正式に決定しましたら、改めてお伝えします。

お仕事
カレンダー
2月

2/10

●1月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

2/16

●2021年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告・納付開始（～3月15日）

2/28

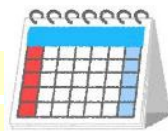
●1月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

●2022年12月決算法人の確定申告と納税・2023年6月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）

●3月・6月・9月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

●じん肺健康管理実施状況報告の提出

●固定資産税（都市計画税）第4期分の納付（市区町村の指定日まで）



◆あとかぎ◆